四　潮汐及び海流	四　潮汐及び海流	三　補機
潮汐、潮流及び海流の求め方	潮汐、潮流及び海流の求め方	運転、保守及び故障に対する処置
五　地文航法	五　地文航法	電子工学、電気工学及び電気設備
船位、針路、航程等の測定及び避険線の選定	船位、針路、航程等の測定及び避険線の利用	運転、保守及び故障に対する処置
六　天文航法	六　天文航法	運転、保守及び故障に対する処置
索星、船位の測定及び船内時計の改正	索星、船位の測定及び船内時計の改正	運転、保守及び故障に対する処置
七　電波航法	七　電波航法	六　甲板機械
各種電波航法による船位の測定	各種電波航法による船位の測定	運転、保守及び故障に対する処置
八　航海計画	2　運用に関する科目	七　燃料及び潤滑剤の特性
航路の選定及び図誌並びに各種海域における航海の方法	一　船舶の構造、設備及び復原性	清浄法、試験及び添加剤の取扱い
2　運用に関する科目	船体の構造及び設備の取扱い並びにトリム及び応力の求め方並びにこれらを安全に保つための措置の概要	2　執務一般に関する科目
一　船舶の構造、設備及び復原性傷制御	二　当直	一　当直、保安及び機関一般
船体の構造、設備の取扱い及び保存手入れ並びにトリム、復原性及び応力の求め方並びにこれらを安全に保つための措置	安全設備及び航行設備の効果的な使用法、見張り、船長への報告、引継ぎ及び日誌の記入	入渠、工事、当直業務、応急工作、備品及び消耗品、荒天作業
二　当直	三　気象及び海象	二　船舶による環境の汚染の防止
安全設備及び航行設備の効果的な使用法、見張り、船長への報告、引継ぎ及び日誌の記入	天気図の見方、天気の予測並びに気象及び海象観測及びその通報手順	環境の汚染の防止の方法及び装置
三　気象及び海象	四　操船	三　損傷制御
天気図の見方、天気の予測並びに気象及び海象観測及びその通報手順	入出港に係る作業（係留、解纜及び錨泊）、タグ使用上の注意、各種海域における操船、狭視界、荒天及び船位通報時の操船、救命艇降下及び遭難者収容時の操船並びに曳航作業実施上の注意	浸水の予防法及び応急処置
四　操船		四　船内作業の安全
入出港に係る作業（係留、解纜及び錨泊）、タグ使用上の注意、各種海域における操船、狭視界、荒天及び船位通報時の操船、救命艇降下及び遭難者収容時の操船並びに曳航作業実施上の注意		災害を防止するために遵守すべき事項
		五　乗組員の管理、組織及び訓練
		保安及び応急のための組織及び訓練

五　船舶の出力装置	五　貨物の取扱い及び積付け	三　補機
主機、遠隔制御装置、発電機、ポンプ及びサイドスラスタに関する知識	荷役装置及び属具の取扱い及び保存手入れ並びに船内消毒	運転、保守及び故障に対する処置
六　貨物の取扱い及び積付け	六　非常措置	電子工学、電気工学及び電気設備
荷役装置及び属具の取扱い及び保存手入れ並びに船内消毒	各種海難の防止上の注意及び発生時の措置、船体放棄、旅客及び乗組員の保護及び安全措置、海中に転落した者の救助並びに遭難船等からの人命の救助	運転、保守及び故障に対する処置
七　非常措置	七　医療	四　電気工学、電子工学及び電気設備
各種海難の原因、防止上の注意及び発生時の措置、任意乗揚げの前後措置、船体放棄、旅客及び乗組員の安全措置、海中に転落した者の救助並びに遭難の人命の救助	医療手引書の利用及び無線通信による助言に基づく措置	運転、保守及び故障に対する処置
八　医療	八　捜索及び救助	五　自動制御装置
災害防止及び救急措置	国際海事機関の商船捜索救助便覧に関する基礎知識	運転及び故障に対する処置
九　捜索及び救助	九　船位通報制度	六　甲板機械
国際海事機関の商船捜索救助便覧に関する基礎知識	船位通報制度の運用指針及び基準に基づいた報告	運転、保守及び故障に対する処置
十　船位通報制度	3　法規に関する科目	七　燃料及び潤滑剤の特性
船位通報制度の運用指針及び基準に基づいた報告	海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法並びにこれらに基づく命令	清浄法及び添加剤の取扱い
十一　乗組員の管理及び訓練		2　執務一般に関する科目
安全管理上の一般的心得及び乗組員訓練		一　当直、保安及び機関一般
3　法規に関する科目		当直業務、応急工作及び荒天作業
海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法並びにこれらに基づく命令		二　環境の汚染の防止
		環境の汚染の防止の方法及び装置
		三　損傷制御
		浸水の予防法及び応急処置
		四　船内作業の安全
		災害を防止するために遵守すべき事項

実習の方法	実習の水域	
1　あらかじめ実習計画を作成し、これに基づいて行うものであること。 2　安全対策が十分講じられているものであること。 3　実習は、三十日以上連続して行うものであること。	実習には、遠洋区域（近海区域を除く。）又は甲区域及び沿岸におけるものが含まれていること。	